

熊本県御所浦地域旅客定期航路運賃割引事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、御所浦地域において、旅客定期航路事業に係る住民の負担を軽減する事業を行う市町村に対し、住民の福祉の向上を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「御所浦地域」とは、天草市御所浦町の御所浦島、牧島及び横浦島をいう。
- (2) 「旅客定期航路事業」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けて運航されるものをいう。
- (3) 「住民」とは、天草市御所浦町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する住民票の登録をし、居住している者をいう。
- (4) 「協議会」とは、御所浦地域の港を発着とする旅客定期航路事業を営む事業者、住民代表者、天草市で構成する団体をいう。

(補助対象市町村)

第3条 補助金の交付対象となる市町村は、天草市とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度）とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、協議会が御所浦地域において、住民の旅客定期航路事業に係る運賃負担の軽減を目的として行う事業であって、天草市が補助を行うものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、航路運賃と天草地域における陸上公共交通機関の運賃を勘案して協議会が定める運賃との差額であって知事が認めた額に、住民の利用人員を乗じて得た額とする。

2 前項に掲げるもののほか、補助対象事業に要する経費であって知事が認める経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条により算定された額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付すべき資料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書(別記第3号様式)又はこれに代わる書類
- (3) 実績見込報告書明細(別記第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項に定める申請書等の提出期限は、別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 天草市は、事業内容の変更等により交付決定額を増額変更する必要があるときは、変更申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書(別記第3号様式)又はこれに代わる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第7条第2項の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条の規定により申請の取り下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助金の返還)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

- (1) この補助金が他の用途に使用されたとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき

(状況報告)

第13条 知事は、規則第11条の規定に基づき、必要に応じて補助対象事業の実施状況等について、天草市長に報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る収支精算書（別記第3号様式）

(2) 実績報告書明細（別記第4号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、当該補助対象事業の完了した日の翌日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 第1項の実績報告を行うに当たって、仕入れ控除を行う場合は補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第16条 規則第16条第1項の補助金の請求書は、別記第10号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第17条 規則第23条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年8月14日から施行し、平成27年6月22日から適用する。